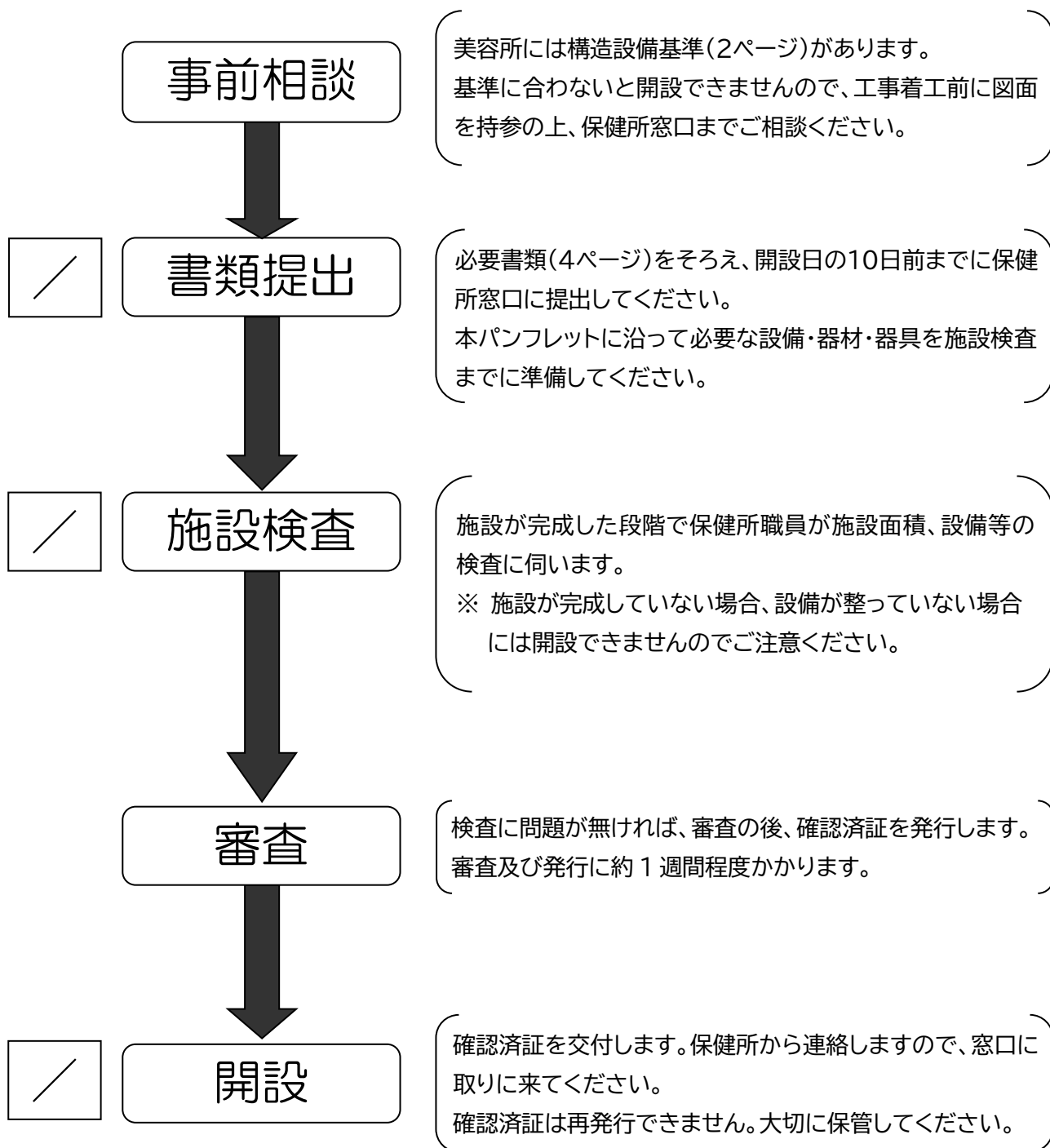


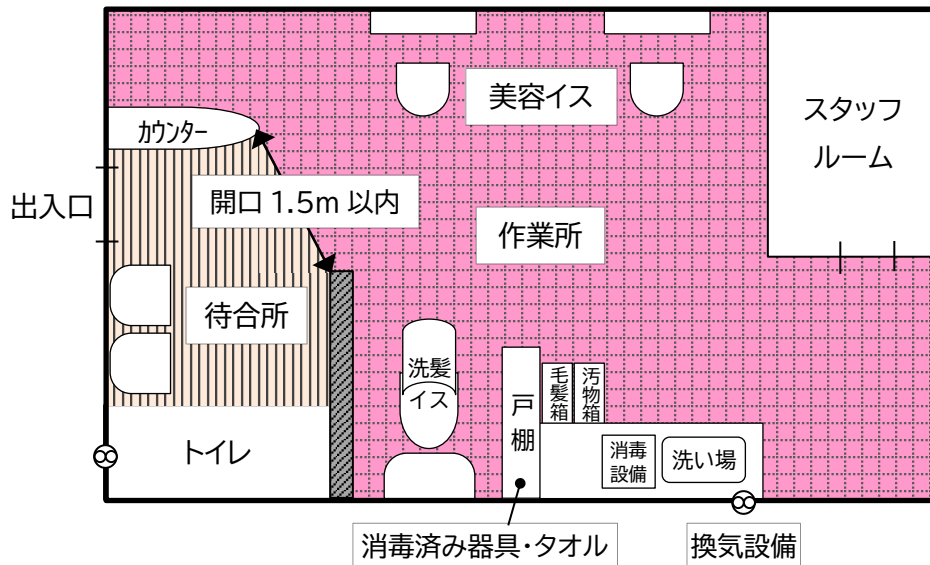
美容所 開設までの流れ

事前相談から開設までの流れ	・・・1ページ
構造設備基準	・・・2ページ
書類の記載例・必要事項	・・・3ページ
必要書類一覧	・・・4ページ

事前相談から開設までの流れ



美容所構造設備基準



項目	構造設備基準
①作業所	作業所の床面積（内寸で算定）は、美容椅子 2 台までは 13 m ² 以上必要。美容椅子 1 台増すごとに 3 m ² 以上の床面積が必要。居室、休憩室等から隔壁等により完全に区分されていること。
②待合所	作業所面積の 1 / 8 以上必要。作業所と区分して設けること。
③作業所と待合所の区分	作業所と待合所は、事故や刈毛飛散防止のため、下部に隙間が無く、容易に移動し難い物（壁、棚、カウンター等）で明確に区分すること。作業所と待合所との開口部は 1.5m 以内とすること。
④床・腰板	床、腰板は、コンクリート、タイル、リノリウム、板などの不浸透性材料であること。ジュタン、カーペット等を使用しないこと。
⑤採光・照明	作業面の照度が 100ルクス以上に保持できる構造であること。
⑥換気設備	所内の炭酸ガス濃度が 0.5% (5,000ppm) 以下に保持できる構造であること。
⑦消毒設備	皮膚に接する器具を消毒する設備は、適切な場所に設けること。器具や手指の洗い場は流水装置とし、完全に排水できること。消毒剤（エタノール（76.9%～81.4%）等）、紫外線消毒器等を置くこと。
⑧器具・布片	消毒済みの器具及び布片（タオル）は、清潔なふた付きの容器等に納め、未消毒の物と区別すること。
⑨汚物箱・毛髪箱	ふた付きの汚物箱（ごみ箱）及び毛髪箱を備えること。
⑩トイレ・その他	トイレ、スタッフルーム等は待合所及び作業所の面積に含まれない。

美容所開設届 記載例

〔開設届 1枚目〕

美容所	名称	フリガナ トヨタシハナマルビヨウシツ 豊田市花丸美容室
	所在地	豊田市西町3丁目60番地
	電話番号	0565-34-6180
開設予定年月日		令和 3年 8月 31日

〔開設届 2枚目〕

管理美容師 (※)	氏名	豊田 花子
	住所	豊田市西町3丁目1番地 豊田ハイツ101号
	免許証	平成16年 4月 1日 愛知県 第 123456号
	講習会修了	平成27年 8月 1日 H27 第 321号

従事する美容師が2人以上の場合は必ず管理美容師を置くこと。

免許証：美容師免許の番号と日付
講習会修了：管理美容師修了証書の日付と番号

〔構造及び設備の概要 記載例〕

床、腰板の材質を記入。腰板とは壁面下半分のこと。その他は（ ）内を記入すること。

美容洗髪兼用イスは、美容椅子
洗髪専用イスは、その他椅子に記入。

構造及び設備の 作業所	面積	25.00 m ²					
	床	Pタイル・コンクリート・その他（ ）					
	腰板	Pタイル・コンクリート・その他（ 塩ビクロス ）					
	照明設備	有	無	換気設備	有	無	
	椅子	美容椅子	3	台	その他椅子	洗髪用 2	台・（ ）
	消毒済容器	器具用	1	個、布片用	2	個	
	未消毒容器	器具用	1	個、布片用	1	個	
	消毒設備	紫外線	1	個、薬液	1	個、煮沸	個、蒸気

消毒済み器具を保管するフタ付容器の数
消毒済み布片(タオル)を保管する容器(戸棚)の数

消毒済み
使用済み器具をまとめておく容器の数
使用済み布片(タオル)をまとめておく容器の数

待合	付帯設備	汚物箱	1	個、毛髪箱	1	個
	面積	6.50 m ²				ふた付きごみ箱、ふた付き毛髪箱の数
	作業所との区画方法	本棚・レジカウンター・その他（ 壁 ）				

美容所開設届提出時の必要書類一覧

☆美容所開設届

- 開設者が法人の場合は、その所在地、名称、代表者肩書及び氏名を記入
- 開設者が外国人である場合は、住民票の写し（国籍等を記載したもの）

☆構造及び設備の概要

- 施設付近の見取り図（別紙でも可）
- 構造設備の平面図（寸法が判断できるもの）（別紙でも可）

※平面図内に以下の設備の位置及び設備名を記入してください。

1. 美容椅子
2. その他椅子（洗髪用など）
3. 流水設備（シンク、水道など）
4. 消毒設備（UV、薬液など）
5. 換気扇
6. 汚物箱、毛髪箱

☆美容所従業員

- 美容師は、医師の診断書（結核、皮膚疾患の疾病の有無が記載されたもの）
- 美容師は、美容師免許証（本証またはコピー等内容を確認できるものを提示）
- 管理美容師は、管理美容師修了証書のコピー

☆検査手数料

- 16,000円

☆その他

申請は開設予定日の少なくとも10日前までに提出してください。